

4月8日(日)は

千葉県議会議員選挙の投票日

任期満了に伴う千葉県議会議員選挙が、4月8日(日)に行われます。

【投票時間】 7時～20時

【開票】 21時15分～総合公園体育館で

【投票できる方】 従前から野田市に住んでいる方で、昭和62年4月9日までに生まれた方

ほかの市区町村から転入し、平成18年12月29日以前に野田市に転入の届出をした方で、年齢要件を満たしている方

※18年12月30日以降に千葉県内から野田市に転入届出をした方は、野田市では投票できませんが、前

住所地で投票できる場合があります。この場合、市民課で発行する「引き続き県内に住んでいることの証明書」の提示が必要です。

※公民権停止中の方は、投票できません。

【投票所入場整理券】 郵送で配布。目隠しシール方式で4人連記になっているので、はがきの裏面、左下の角から開いて各自切り離し、本人が投票所へ持参

※紛失や転居などで届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録され、一定の要件が満たされている場合は投票できます。当日、投票所の

係員に申し出てください。

【市内で住所を変えた方】 3月15日までに市内で住所変更の手続きをした方は、新しい住所での投票所で投票。3月16日以降に変更手続きをした方は、旧住所地で投票

【代理・点字による投票】 身体が不自由などの理由で、候補者の氏名を投票用紙に自分で書くことができない方は、当日投票所で係員に申し出れば、補助者が立ち会いのうえで記入

※だれを書いたかなど、補助者は絶対に話してはならないことになっていますので、安心して申し出てください。目の不自由な方は、点字で投票もできます(点字器は投票所に用意)。

【選挙公報】 候補者の氏名、経歴、抱負などを掲載した選挙公報を、朝日・産経・東京・毎日・読売・日本経済・千葉日報の各新聞に折り込んで配布。市内各駅や公民館などにも公報ボックスに用意

※新聞未購読の世帯の方は、選挙管理委員会にご連絡ください(すでに連絡済みの方は除く)。

【公民館などの休館日の変更】 選挙の投票所となる次の施設は、4月8日(日)は休館とし、翌9日(月)に開館(東部・北部・川間・福田・南部梅郷・関宿南部の各公民館、谷吉会館、鳥会館)

◎投票日当日に投票できない方は期日前投票が不在者投票を

【期間】 3月31日(土)～4月7日(土) (日を含む)

【時間】 8時30分～20時

【場所】 市役所2階中会議室・いちいのホール4階(関宿コミュニティ会館集会所第3)

【持参するもの】 本人の投票所入場整理券

※入場整理券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録され、一定の要件が満たされている場合には投票できます。

●病院・施設に入院、入所中の場合 入院や入所している病院などが、不在者投票のできる施設に指定されている場合は、その施設内で不在者投票ができます。病院や施設の担当者に申し出てください。

●他市区町村に長期滞在の場合 野田市に住民登録をしたまま、仕事などで他の市区町村に長期滞在中で、投票日までに帰らない方は、郵便で投票用紙などを野田市選挙管理委員会に請求し、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。この請求書は、どこの選挙管理委員会にも備えてあります。

●重度の身体障害者などの場合 身体に重度の障害があり、身体障害者手帳が戦傷病者手帳の交付を受けていて、障害の内容が一定の要件に該当する方や、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方は、自宅で郵便などによる不在者投票制度を利用できます。

この制度が利用できるのは、申請により選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けている方です。新たに郵便等投票証明書の交付を希望する方は、手続きに時間を要しますので早めに申請してください。

なお、郵便などによる投票ができる方で、自ら投票の記載をすることができない方は、一定の要件がありますが、代理記載の申請をしていただくことで、あらかじめ届け出た方に投票に関する記載をさせることができます。

◎投票所の変更 第15投票所は、尾崎保育所から尾崎六区自治会館に変更します。

テロや武力攻撃に備え

「野田市国民保護計画」作成

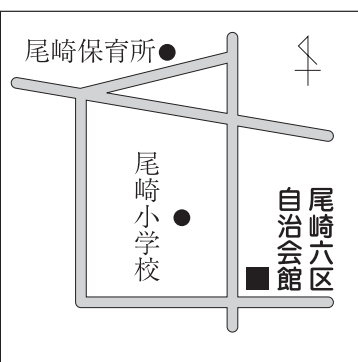
市では、航空機や弾道ミサイルなどによる武力での攻撃や大規模テロなどから市民の生命や財産を守るため、2月28日に「野田市国民保護計画」を作成し、日ごろからの備えや予防、避難措置、復旧などを定めました。

同計画は、国のモデル計画に沿って、河川に囲まれている市

の地理的特性や首都東京への通勤通学者が多いといった社会的特徴など踏まえ、県の計画や市地域防災計画とも整合を図って作成したものです。

計画書は、市役所やいちいのホール、各公民館などの情報コーナーで閲覧できます。

【問合せ】 市民生活課



【問合せ】 選挙管理委員会